

利益供与等の禁止の徹底について

- 障害福祉サービス事業者等においては、利用者およびその家族に対してサービスを**紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受け渡しすることは禁止**されています。
- 利益供与の禁止の徹底は全ての事業者に適用されますが、特に就労系障害福祉サービス事業者においては、**障害者の意思決定を歪ませるような利用者誘因行為や就労あっせん行為を行ってははいけません。**

【利益供与や意思決定を歪ませる行為等の一例】

- ・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と友人に金品を授与すること
- ・障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対して、祝い金を授与すること
- ・障害福祉サービスの利用開始や日々の利用実績に伴い、賃金や工賃以外で利用者に祝い金等を授与すること
- ・昼食代無料や交通費支給を宣伝し、利用者を集めること
- ・利用者の就職をあっせんした事業所に対し、謝礼等の金品を授与すること

※金品や祝い金には現金のみでなく、金券や物品、ポイントなども含まれます